

一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
（予算：2,202千円）

新型コロナウイルスワクチン接種事業 2,202千円

令和3年7月に予防接種を受けた後、本人から健康被害についての申請を受け、令和4年3月18日に国へ進達していた新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害について、予防接種法第15条に基づき厚生労働省より「認定」との審査結果が、令和5年6月16日付けで、県を通じて町へ通知された。

健康被害発生から認定まで2年を経過しており、その間本人はこれまでの診療に係る医療費の一部負担等も発生している。本人負担医療費の軽減、また医療手当の早急な給付を行うために、必要な予算を補正する専決処分を行った。

【専決処分日】 令和5年7月4日